

商工会の 休業対応応援共済

共 済 期 間 1年

共済掛金振替日の属する月の初日(共済期間開始の日)の午後4時から翌年の応当日の午後4時まで



全 国 商 工 会 連 合 会
全日本火災共済協同組合連合会 (共済引受団体)

事業所の「災害」への備えは十分ですか？



近年発生した主な災害



日本には見つかったりだけで約2,000以上の活断層があります。(2016年5月時点)



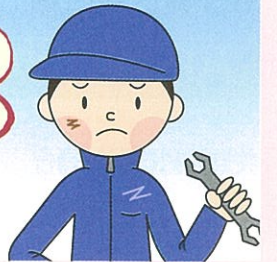
近年起きた地震の例

- ①2007年 能登半島地震
- ②2007年 新潟県中越沖地震
- ③2008年 岩手・宮城内陸地震
- ④2011年 東北地方太平洋沖地震
- ⑤2016年 熊本地震

気象庁ホームページ「気象庁が命名した気象及び地震火山現象」より

地震・津波

いつ地震が起きてもおかしくないんだね。



日本には110の活火山が分布しています。(全世界の活火山数の7%)
そのうち、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山として50火山が選定を受けています。(2016年5月時点)



近年噴火した火山の例

- ⑥2011年 霧島山(新燃岳)
- ⑦2013年 桜島
- ⑧2014年 御嶽山
- ⑨2015年 口永良部島
- ⑩2015年 桜島

気象庁ホームページ「各火山の活動状況」より

噴火

大噴火が起きたらどうすればいいのかな...



日本では近年、集中豪雨・爆弾低気圧・台風等の自然災害も増加しています。



近年発生した豪雨の例

- ⑪2009年 中国・九州北部豪雨
- ⑫2011年 新潟・福島豪雨
- ⑬2012年 九州北部豪雨
- ⑭2014年 平成26年8月豪雨
- ⑮2015年 関東・東北豪雨

気象庁ホームページ「気象庁が命名した気象及び地震火山現象」より(2016年5月時点)

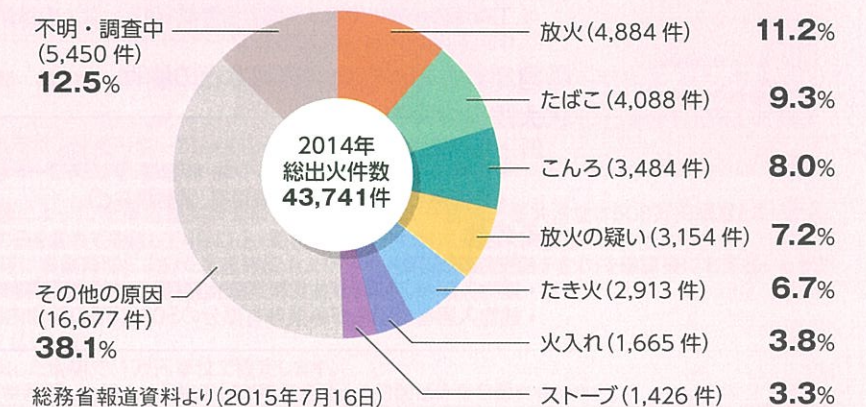
水災

水浸しになったらお店を休まないで...



火災の出火原因

2014年の総出火件数は43,741件で、1日あたり約120件、約12分に1件の割合で火災が起きていることになります。
火災出火の原因の第1位は「放火」(4,884件、11.2%)です。「放火の疑い」も合わせると、全体の18.4%になります。



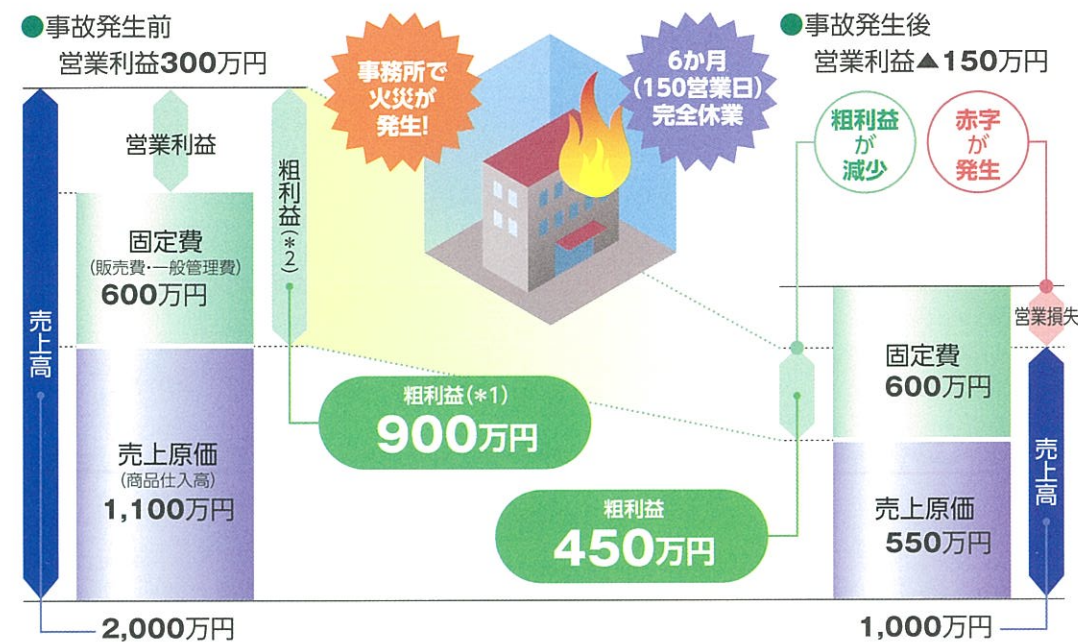
休業から事業再開までには、様々な負担がかかります。

※下記事故・災害例は架空のものです。

ケース1

A社の例

事故による休業で売上が減少し、赤字を抱えてしまうことも。



(※1) 年間営業日数 300日、1日あたりの粗利益 3万円

(※2) 粗利益…「固定費+営業利益」のことをいいます。実際には「売上高」から「商品仕入高」および「原材料費」を差し引いた額となります。粗利益には共済契約者の事業における人件費を含みます。

ケース2

B社の例

地震により、建物が損傷! 事業活動が完全に休止。復旧までに3か月を要した。

売上高: 年商1.2億円(月商1千万円)の製造業

	1か月目	2か月目	3か月目
地震発生	建物復旧対応(修理の手配)		
収入	納入先等から入金	事業活動完全休止 0	
支出	仕入先等への支払	事業活動完全休止 0	
	従業員への給与、借入金返済、光熱費等	固定費の支出!	

キャッシュフローに着目すると、収入が0となる一方、固定費の支出は続くことになります。

ケース3

C社の例

集中豪雨が増加。短時間の激しい雨で浸水被害に。

ゲリラ豪雨により川が溢れ、道路から店内に溢れた水が浸入し床上浸水被害。

事故日を含めて4日間完全休業、その後11日間は仮設営業、15日後にようやく通常営業を再開。

「休業対応応援共済」が事業所の事業再開を応援します!

作業場や店舗などが災害にあわれたとき、損害は建物や商品だけでなく、作業中の粗利益も失われてしまいます。休業対応応援共済は従業員等の固定費を賄うための利益を補償します。



休業対応応援共済5つの特長

- 1 事業用建物の「地震・噴火・津波」等の自然災害による休業も補償します。
- 2 作業場や店舗等の「事業用建物」を対象としています。
- 3 建物の損害に対する補償ではなく、建物が損害を被り、事業活動が完全に休止した際の「約定日数」(*)に応じて共済金をお支払いします。
(*)全損応援共済金は約定日数に応じて、一部損応援共済金は休業日数(約定日数限度)に応じて、共済金をお支払いします。
- 4 共済掛金の払込方法はお手間をとらせないようご指定の金融機関の口座からの引落としとしています。
- 5 事故が起こった場合、商工会が請求窓口となり、共済金請求のお手伝いをします。

共済金をお支払いする事由

次のいずれかに該当する災害によって対象となる建物が損害を受けた結果、事業活動が完全に休止したために生じた損失に対して共済金をお支払いします。



など、安心をご提供いたします。

お支払いする共済金について

契約の建物(共済の対象建物)が「全損」もしくは「一部損」となり、事業が完全に休止した場合、次の共済金をお支払いします。

損害額が契約の建物の評価額の80%以上 全損応援共済金

約定日額 × 約定日数

限度額：3,000万円^(※1)

●共済金は、最大3回に分けてお支払いします。^(※3)

【全損時の共済金支払例を参照】

1回目	全損認定後 全損応援共済金のうち 30%
2回目	事故日から3か月経過後 全損応援共済金のうち 20% (累計支払割合50%)
3回目	事故日から6か月経過後 ^(※5) 全損応援共済金のうち 50% (累計支払割合100%)

損害額が契約の建物の評価額の80%未満 一部損応援共済金

約定日額 × 休業日数

限度額：1,500万円^{(※1)(※2)}

●事故日からその日を含めて定休日を除く4日以上連続して休業した場合にお支払いします。^(※4)

●休業日数は契約時に約定した約定日数(30日・60日・90日のいずれか)を上限とします。



共済金のお支払い例 ▶ 約定日額3万円・全損約定日数150日・一部損約定日数60日の場合(休業日数50日)

全損時

全損応援共済金

3万円×150日=450万円^(※3)

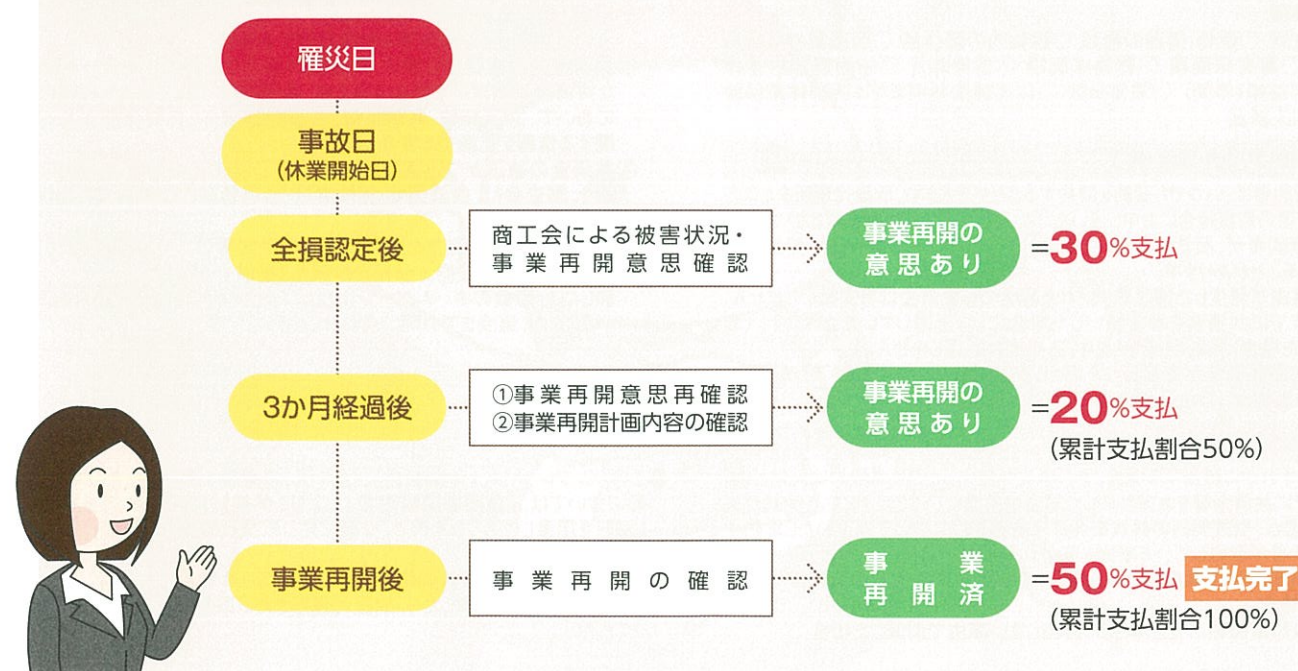
一部損時

一部損応援共済金

3万円×50日^(※6)=150万円

粗利益日額(前年度実績)を基に定める「約定日額」^(※7)と「休業日数」に応じてお支払いします。^{(※3)(※4)}

全損時の共済金支払例 (被災者：商工会会員、代理所：商工会)



- (※1) 建物の構造、新耐震設計基準の有無、業種や事業規模によって、全損応援共済金は1,000万円限度、一部損応援共済金は500万円限度となります。
- (※2) 一部損応援共済金は、事業再開のため、事故日からその日を含めて連続して4日以上(定休日を除く)休止した場合にお支払いします。
- (※3) 全損応援共済金は全損認定後、事故日から3か月経過後に事業再開に向けた意思確認および事業再開の事実(計画を含む)を確認後にお支払いします。
- (※4) 一部損応援共済金は、事業再開に向けた意思確認、事業再開の事実を確認した後にお支払いします。
- (※5) 約定事業再開日まで定期的に確認し、再開確認後にお支払いします。
- (※6) 一部損応援共済金は休業日数分(約定日数限度)お支払いします。
- (※7) 約定日額とは、1日あたりの粗利益額の70%以内で算出した金額で、1万円単位で設定します。
- (※8) 仮設店舗で事業再開した後に、損害を受けた建物で事業再開した場合、仮設店舗で事業活動した日数は休業日数に含めます。

ご加入方法 契約は建物ごとの申込みとなります

共済期間 1年 共済掛金の振替日の属する月の初日(共済期間開始の日)の午後4時^(※)から翌年の応当日の午後4時まで
(※) 共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

共済契約証書の発行 共済期間開始日の前月末に契約者に発送します。

共済掛金の払込方法 年払い。ご指定の金融機関の口座からの引落とし。(通帳への記帳は「MBS.キューギョウ」)
口座振替日：共済期間開始月の27日(27日が金融機関休業日の場合は翌営業日)
(※ご注意) 新規お申込みの際、引落としができなかった場合は、契約が無効となりますので、ご注意ください。

共済掛金の計算方法

1. 約定日額の設定

約定日額 A 万円 = 粗利益額(年間) ÷ 営業日数 × 0.7以内

- 約定日額は四捨五入して1万円単位で設定します。
- 営業日数には半日営業や短時間営業も含めます。
- 事業用建物が複数棟ある場合、粗利益額は建物ごとに設定します。

2. 構造級別(a級・b級)を判定

3. 全損約定日数および一部損約定日数の設定

- 全損約定日数：定休日を除いた6か月の営業日数を上限として90～180日の間で10日刻み
- 一部損約定日数：30日、60日、90日のいずれかの日数

4. 共済掛金の算出

共済掛金 = 約定日額1万円あたりの共済掛金^(※) × A (万円)

(※) 2.3.に基づいた共済掛金

引受対象建物 小売業、卸売業、サービス業等の店舗、事務所、製造業の作業場等の事業用建物。

■引受けに当たっての要件

- ①対象建物に火災共済契約または火災保険契約(企業包括契約など)が加入していること
- ②対象建物が事故により損害を受けた結果、事業が休止または阻害されたことによる損失を補償する同種の共済(休業補償共済等)、または保険(店舗休業保険、企業包括契約休業補償特約等)に加入していないこと

引受対象外建物

- ①住居専用
- ②工場物件に該当する作業施設等(以下3項目のいずれかに該当する場合)
 - a. 工場用の作業に使用する動力合計が50kw以上の設備を有するもの
 - b. 工業用の作業に使用する電力合計が100kw以上の設備を有するもの
 - c. 作業人員が常時50名超のもの
- ③倉庫業者の占有倉庫建物などの物件
- ④大規模物件等
例・延べ床面積1,650㎡以上のスーパーマーケット、ホテル、旅館
・屋外スポーツ等施設(ゴルフ場・練習場、テニスコートなど)
・動植物を育成する施設(養殖場、果樹園など)
- ⑤その他
・法令違反建物
・建物入居者の事業が主に料理飲食店(目安は事業用専有部分の50%以上)の建物内事業所
・建物入居者の割合が事業専有部分の50%以下の建物内事業所

など

お支払いする共済金の内容

共済の対象建物が、災害、事故により損害を受けた結果、被災日から起算して10日以内に事業活動が完全に休止した場合、全損応援共済金または一部損応援共済金をお支払いします。

(1) 全損応援共済金

約定日額×約定日数(定休日を除いた6か月の営業日数を上限として90～180日の間で10日刻み)

全損認定日、事故日から3か月経過後に事業再開の意思確認および事業再開の事実(計画を含む)を確認させていただき、お支払いします。

(2) 一部損応援共済金

約定日額×休業日数(約定日数を限度とします)

事故日から連続して4日以上(定休日を除く)休止した場合、お支払いします。仮設店舗で事業再開した後に、損害を受けた建物で事業再開した場合も休業日数に含めます。

共済金をお支払いできない主な場合

- ・共済契約者、被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・国または公共機関による法令等の規制
- ・共済の対象建物の復旧または営業の継続に対する妨害
- ・約定事業再開期間内に事業再開をしない場合
- ・共済契約者または被共済者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ・被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・噴火の降灰によって、共済の対象建物が汚損されたことにより損害を受け、その結果生じた損失
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故の結果生じた損失

ご契約の際のご注意

●告知義務

共済契約者または被共済者は契約に際し、全日本火災共済協同組合連合会(以下「当会」とします)が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)に事実を正確に記載いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、契約を解除することができます。また、その場合、既に発生している損害(損失)については共済金をお支払いできないことがあります。

※この共済では申込書に★印が付された項目が告知事項となります。

●告知事項

○所在地 ○建物・構造の種類 ○建物内の職作業 ○製造業の事業所規模 ○専有床面積 ○建物床面積 ○建築年月 ○新耐震設計基準 ○粗利益額(年間) ○営業日数 ○休業補償共済または店舗休業保険等の加入状況

共済契約の解約・取消・終了

- ・共済契約者は、いつでも契約を解約することができます。取扱代理所または各都道府県の取扱組合にお申し出いただき、書面での手続きが必要となります。
- ・共済契約者が、契約に際し、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取消されることがあります。
- ・支払事由が発生した後に取消された場合でも共済金はお支払いしません。また、すでに共済金をお支払いした場合には、返還していただきます。(取消された場合、契約当初からの払込掛金は返還しません。)
- ・全損応援共済金が支払われた場合、契約は終了します。(終了した場合、ご契約当初からの払込掛金は返還しません。)

共済契約の失効

以下のいずれかに該当する場合、その事実が発生した日にご契約は失効となります。すでに共済金等をお支払いした場合は返還していただきます。(契約が失効された場合、当該契約の共済掛金は未経過期間に対して返還いたします。)

- ・被共済者が実施している事業を完全に廃止した場合
- ・被共済者が個人事業者である場合、その個人事業主が共済期間中に死亡した場合
- ・共済の対象建物が支払事由に該当しない事由で消滅した場合

ご契約後のご注意

●通知義務

共済契約証書はご契約後に、告知事項のうち一部に変更が生じた場合は、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。契約後に以下のような変更等をされる場合、遅滞なくご通知ください。ご通知がない場合、契約を解除することや共済金をお支払いできないことがあります。

※この共済では申込書に★印が付された項目が通知事項となります。

●通知事項

○所在地 ○建物・構造の種類 ○建物内の職作業 ○製造業の事業所規模 ○専有床面積 ○建物床面積

以下の事項が変更となる場合、ご加入いただいている契約を解約したうえで新たに契約いただくことになりますのでご注意ください。

○他の都道府県への住所変更 ○約定日額 ○全損約定日数 ○一部損約定日数損害発生のご連絡(事故のご通知)

事故が発生した場合は、直ちに取扱代理所または各都道府県の取扱組合までご連絡ください。

●重大事由による解除

- ・共済契約者または被共済者が、暴力団関係者そのほか反社会的勢力に該当すると認められた場合には、当会がご契約を解除することがあります。
- ・その他約款に基づきご契約を解除することや、共済金をお支払いできない場合があります。

個人情報の取扱いについて

当会は、共済契約申込書の項目に記入いただく氏名・住所・電話番号・共済の対象建物等お預かりする個人情報を適切に取り扱い、以下のとおり安全管理に努めますので、趣旨をご理解のうえ、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

(1) 個人情報の利用目的

当会は、共済契約者からご提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービスの提供等のため、以下の目的の達成に必要な範囲においてご利用させていただきます。

- ① 共済契約の引受け、管理・履行、共済金のお支払いおよび付帯サービスの提供
- ② 共済事故の調査(当事者等の関係先に対する照会等を含みます)
- ③ 各都道府県の取扱組合のほか、当会の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスのご案内・ご提供

(2) 個人情報の第三者提供について

当会は、共済契約者からご提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、以下の場合についても第三者にご提供させていただきます。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部へ委託する場合
- ② 上記(1)に定める利用目的の範囲内において、取扱組合のほか、当会の提携先企業・団体等と共同利用する場合
- ③ 共済契約の適正な引受け、共済金の適正なお支払いおよび不適切な共済金の請求等を防止するため、共済団体・損害保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合
- ④ 共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の情報を、調査会社、共済団体・保険会社・当事者等の関係先にご提供する場合があります
- ⑤ 再保険契約の締結または再共済金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報をご提供する場合
詳しくは、当会のホームページ(<http://www.nikkaren.or.jp/>)をご覧ください。

●このパンフレットは、「休業対応応援共済」の概要を記載したものです。詳細については、「重要事項説明書」および「休業対応応援共済普通共済約款」を用意しておりますので、必要に応じ取扱代理所または取扱組合にご請求ください。

●ご契約にあたり、組合員資格についてご確認させていただきます。また、ご不明な点等がございましたら、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。

お問い合わせ・お申し込みは

取扱組合

取扱代理所